

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らのうち、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの財物（不動産及び家財）損害について、特定避難勧奨地点の設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（世帯番号〇）（以下「本件」という。）において、申立人X 1、X 2及びX 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の財物にかかる損害及び本件和解仲介に関する弁護士費用について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。
- 2 被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、既払金を除くほか、674万2439円の支払義務があることを認める。
- 3 支払方法
（省略）
- 4 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。
 - (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
 - (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対し、別途請求しない。
- 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月27日

（仲介委員長 堀井 敬一、仲介委員 鈴木 修司、同 海野 浩之）

1 申立人 X 1

財物（土地）（南相馬市原町区）

| 番号 | 所在地 | 地目 | 地積 | 金額 |
|----|-----|----|-----------------------|-----------|
| 1 | 〇〇 | 宅地 | 128.88 m ² | 263,548 円 |

財物（建物）（南相馬市原町区）

| 番号 | 所在地 | 用途 | 構造 | 床面積 | 金額 |
|----|-----|----|----|----------------------|-------------|
| 1 | 〇〇 | 居宅 | 木造 | 69.42 m ² | 4,785,841 円 |

財物（その他）（南相馬市原町区）

| 番号 | 所在地 | 内容 | 金額 |
|----|-----|-------|-----------|
| 1 | 〇〇 | 合併浄化槽 | 146,668 円 |

2 申立人 X 1、同 X 2、同 X 3

財物（家財）（南相馬市原町区）

| 番号 | 所在地 | 内容 | 金額 |
|----|-----|------|-------------|
| 1 | 〇〇 | 一般家財 | 1,650,000 円 |

上記金額計 6,846,057 円

既払金 ▲ 300,000 円

本件和解仲介に関する弁護士費用 196,382 円

和解金額 6,742,439 円